

東京都港区での高輪築堤をテーマとした演劇公演に係る 企画運營業務委託仕様書

第1 目的

佐賀県と東京都港区は令和6年3月18日に「お台場・高輪築堤がつなぐ佐賀県と港区との連携宣言式」を実施し、佐賀に縁のあるお台場や高輪築堤に見られる歴史・文化などの本物の価値を様々な形で発信することをはじめ、幅広い様々な分野で両者の唯一無二の縁をさらに深め、連携していくことを確認している。

このため今年度の取組として、全国有数の歴史的鉄道遺構・高輪築堤が出土した東京都港区において、佐賀県立佐賀東高等学校演劇部（以下、「演劇部」という。）による高輪築堤をテーマとした演劇公演を実施することで、高輪築堤の歴史的価値を首都圏住民に分かりやすく情報発信しつつ、佐賀県の認知度の向上とあわせて、演劇部生徒の修学、郷土愛の涵養等につなげることを目的として実施する。

第2 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

第3 業務内容

下記の演劇公演の実施にあたって必要な企画運営等を行うこと。なお（1）及び（2）に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

【演劇公演（概要）】

タイトル：高輪築堤をテーマとした演劇公演（仮称）

会場：港区立赤坂区民センター 3階 区民ホール

（東京都港区赤坂4丁目18-13 赤坂コミュニティぷらざ内）

入場者数：述べ800名（400名／1公演の2回公演）

日程：令和6年9月8日（土） 昼・夕の2公演予定（午前中：リハーサル）

入場料：無料

公演者：佐賀県立佐賀東高等学校 演劇部：生徒17名、顧問3名

（1）演劇公演の企画運營業務

演劇公演の実施にあたって必要とする次の業務を行うこと。また、講演会当日の受付業務などの運營業務を行うこと。

（演劇公演会の周知に関する業務）

- ・首都圏住民に対する SNS 等を活用した演劇公演会の広報

（参加申込に関する管理業務）

- ・参加申込フォームの作成・管理
- ・申込者のとりまとめ（定員超過の場合は先着順）、申込者情報の管理
- ・入場者への案内（日時、場所、注意事項）
- ・入場者リストの作成（昼・夕の公演別）

（入場者受付に関する業務）

- ・入場者の受付業務（必要人員の配置）
- ・入場者の受付状況とりまとめ

(2) 「佐賀ゆかりの地」を巡る修学コースの実施

演劇部生徒の今後の演劇活動に資するような、「佐賀ゆかりの地」を巡るコースの企画

- ・「佐賀ゆかりの地」の選定（2カ所ほど）
- ・訪問施設との連絡調整（時間調整・申込・入場料の支払い）
- ・訪問先での貸し切りバス駐車場の確保

(3) 演劇部関係者（生徒・顧問）が上京する際の渡航及び宿泊手配

演劇部関係者が演劇公演にあたって上京する際に必要な各種手配を行うこと。

○ 対象期間 令和6年9月7日（土）～9日（月）の2泊3日

○ 条件

- ・関係者全員の航空券（往復：佐賀～羽田）、宿泊ホテル（2泊）、現地での食事手配を行うこと。
- ・現地での移動手段として貸し切りバスを1台手配すること。なお、初日の羽田空港から最終日の羽田空港までの移動手段として確保すること。また、バス移動に際しては、出演者等（生徒・顧問）のほか県職員2名も同乗する。
- ・円滑にスケジュールが進むよう適宜調整を行い、不測の事態にも速やかに対応すること。
- ・行程については、以下の留意点を参照すること。

○ 留意点について

全般	<ul style="list-style-type: none">・移動は貸し切りバスを使用すること。・食事の手配も予算に組み込むこと。・赤坂区民センターの各種施設は県にて予約済み。
9月7日（土）	<ul style="list-style-type: none">・利用便名 佐賀空港 ANA454 便 10：00 発→羽田空港 11：45 着・到着後、赤坂区民センターへ移動。・昼食は弁当を手配すること。・17時に区民センターを出発し夕食会場へ移動。・夕食を終えたら宿泊ホテルへ移動。
9月8日（日）	<ul style="list-style-type: none">・9時に区民センターへ到着するよう宿泊ホテルを出発・9時頃、本仕様書の第3（2）により手配する演劇資材搬送車両から荷物を搬入。なお、搬入搬出作業は演劇部員にて行う。・午前中は搬入作業後、リハーサルを行う。・昼食は弁当を同センター楽屋まで手配すること。・20時頃、演劇資材搬送車両へ荷物の積み込み。・20時30分区民センターを出発し、夕食会場へ移動。・夕食を終えたら宿泊ホテルへ移動。
9月9日（月）	<ul style="list-style-type: none">・9時に宿泊施設を出発、佐賀ゆかりの地（都立台場公園砲台跡地他）の視察を企画すること。・移動の途中で昼食の手配を行うこと。・羽田空港には出発の1時間半前に到着すること。・利用便名 羽田空港 ANA455 便 16：15 発→佐賀空港 18：05 着

(4) その他の補助業務

演劇公演に必要な資材の運搬業務、出演者等への謝礼等支払業務など、講演会開催に関する各種補助業務を行うこと。具体的な業務は下記のとおり。

(資材運搬業務)

- ・佐賀東高校（佐賀県）から港区赤坂区民センター（東京都港区）まで、演劇資材を専用車両で往復運搬すること。
- ・搬出・搬入の時間については、演劇部と調整すること。
- ・主な積み荷は次のとおり。なお荷物の積み込み・荷下し作業は演劇部員で行う。

【主な搬送予定の荷物】

- ・直径 1m50cm 厚さ 50cm ほどの発泡スチロール製の円筒。
(SL 車両の先頭部分を表す模型)
- ・80cm 四方程度の木箱 20 個ほど。中身はなく 1 個当たり重さ 500g 程度。
- ・高さ 3m 弱の脚立 1 本。20～30kg ほど。
- ・大サイズのマット、二つ折してロールした場合は長さ 3m 弱程度、重さ 20kg 程度。
- ・その他、小型のライト等を運搬予定。

(謝金等支払業務)

- ・県が指定する謝礼を演劇部へ支払うこと。 ※見積額へ含める
- ・謝礼は演劇部へ 5 万円を支払うこと。また、参加した演劇部員全員に対し一人当たり QUO カード 3 千円分を渡すこと。
- ・演劇部が演劇公演のために必要とする物品の購入経費を負担すること（予算 10 万円）。

第 4 成果物の提出

受託者は、業務完了後速やかに、もしくは契約期間内に業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書は、業務内容の完了が確認できる内容とし、作成にあたっては業務内容及び実施内容が確認できる写真等を掲載すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (3) その他、県が業務完了の確認に必要なものとして指示する資料等

第 5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議によるものとする
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本県において自由に行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、著作権の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- (7) 受託者による第三者への損害は、受託者が責任をもって弁償または賠償する。